第

4955

무



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 4月 3日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

△ 税務調査の事前通知の改正

♀: 平成26年度の税制改正では、税務調査の事前通知について改正が行われたと聞きました。どのようになったのですか?

A:納税義務者の同意があれば税理士のみに通知すればよいこととされました。

【解説】

税務調査の手続きは、平成23年度の税制改正で法定化され、国税通則法において、納税義務者に対する調査の事前通知が規定されました。

それによりますと、平成25年1月以後の調査からは、納税義務者及び税務代理人に対し、①実地調査を行う旨、②調査開始日時、③調査開始場所、④調査の目的、⑤調査の対象になる税目などを通知しなければならず、税務代理人がいても①の実施調査を行う旨だけは納税義務者本人に通知しなければならないとされており、納税義務者が税務代理人に通知を希望しても、それが受け入れられず、形式的に双方に通知されていました。

そんなことから、平成26年度の税制改正では、納税者利便性の観点から、税務代理人がいる場合において、納税義務者の同意があるときは、納税義務者の通知に代えて、税務代理人のみに通知すればよいことと改正されました。

この改正は、平成26年7月1日以後に行う 事前通知から適用されます。







